平成１８年度の水質汚濁防止法等の施行状況について

The Knights

環境省は、水環境行政の円滑な推進に資するため、平成 18 年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法および湖沼水質保全特別措置法の各規定の施行状況について取りまとめました。平成 18 年度における主な規定の施行状況については、排水規制の対象となる特定事業所の数は全体で28万9千であり、最も多い業種は旅館業で約7万と全特定事業場の約24%を占めています。

また、特定事業所に対する立入検査は約 4 万 7 千件、そのうち行政指導は約 7 千 7 百件あり、改善命令は 37 件、一時停止命令は 1 件、排水基準違反は 12 件、その他法違反は 2 件となっています。特定事業場数等の詳細を以下に取りまとめました。

1　特定事業場数

•排水規制の対象となる特定事業場数

	全特定事業場数	一日当たり平均排水量50㎥以上の事業場数	うち有害物質使用特定事業場	一日当たり平均排水量50㎥未満の事業場数	うち有害物質使用特定事業場
平成18年度	289,091(↓)	36,139(↓)	4,471(↑)	252,952(↓)	11,234(↑)
平成17年度	290,759	36,543	4,424	254,216	10,567

•業種別内訳（上位3業種）

	第1位	第2位	第3位
平成 18 年度	旅館業(70,447)	畜産農業(33,848)	自動式車両洗浄施設(30,026)
平成 17 年度	旅館業(70,849)	畜産農業(33,920)	自動式車両洗浄施設(29,816)

2　立入検査（水濁法第 22 条第 1 項）、行政指導

	立入検査	（昼間立入）	（夜間立入）	行政指導
平成 18 年度	46,764(↓)	45,996	768	7,670(↑)
平成 17 年度	47,393	46,750	643	6,993

平成 17 年度に比べ、18 年度では立ち入り検査数に対しての行政指導数が増加しています。再度、自社排水の状況を確かめるためにも一度分析してみてはいかがでしょうか。

当社は排水分析において、長年の実績があり、多検体、短納期で対応しております。何かご質問等ありましたらお問い合わせ下さい。

資料　2008 年 2 月 8 日付　環境省報道発表資料

水質分析箇所　江上泰邦

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
ＵＲＬ：www.knights.co.jp

今すぐ、結果が知りたい！っと思った事ありませんか？　業界初新サービス、しかも無料！
「あなたの分析室Webシステム」過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まで
あなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。
まずは、お問合せください。